

群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例

平成16年 2月27日

条 例 第 1 号

改正 平成17年11月25日条例第4号
平成18年 2月21日条例第2号
平成19年 2月20日条例第2号
平成19年12月25日条例第4号
平成20年 2月22日条例第1号
平成21年 2月19日条例第3号
平成21年 5月19日条例第4号
平成21年11月27日条例第6号
平成22年 2月22日条例第1号
平成22年11月25日条例第4号
平成22年12月17日条例第6号
平成23年11月22日条例第4号
平成24年 3月15日条例第1号
平成25年 6月28日条例第2号
平成25年 8月19日条例第3号
平成26年11月27日条例第3号
平成27年 2月16日条例第1号
平成27年 8月19日条例第2号
平成28年 2月22日条例第7号
平成28年12月 1日条例第8号
平成29年12月13日条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定により、職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の支払)

第2条 給与は、第3条第2項に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならない。

2 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(給料)

第3条 給料は、群馬県市町村会館管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年群馬県市町村会館管理組合条例第3号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この条例に定める管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤

務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

- 2 宿舎、食事、制服その他生活に必要な施設等の全部又は一部が職員に支給される場合においては、別に条例で定めるところにより、その相当額をその職員の給料から控除する。

(給料表)

第4条 給料表は、別表第1に定める職員給料表のとおりとする。

- 2 前項の給料表は、非常勤の職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。))を除く。以下同じ。)及び臨時に雇用される定数外の職員以外のすべての職員に適用するものとする。

(職務の級)

第5条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その職務の内容は、別表第2に定める級別職務分類表に定めるところとする。

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第6条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。

- 2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合における号給は、規則の定めるところにより決定する。
- 3 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前において規則で定める日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分をけたことその他これに準ずるものとして規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。
- 4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定に適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給(職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級にあるものにあつては、3号給)とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。
- 5 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるものにあつては、3号給)」とあるのは、「2号給」とする。
- 6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 8 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、規則で定める。
- 9 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

(復職時等における号給の調整)

第7条 法第28条第2項若しくは群馬県市町村会館管理組合職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例(昭和47年群馬県自治会館管理組合条例第7号。以下「分限条例」という。)第1条の2の規定により休職にされ、若しくは法第55条の2第1項ただし書の許可を受けた職員が復職し、又は休暇のため引き続き勤務しなかつた職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、復職し、又は再び勤務するに至った日以後において、規則の定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

(再任用短時間勤務職員の給料月額)

第8条 法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、第6条第9項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(給料の支給)

第9条 給料は、月の初日から末日までの期間につき給料月額的全額を支給する。

2 給料の支給日は、規則で定める。

第10条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第二項の規定により給料を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(管理職手当)

第11条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定するもの(以下「管理職員」という。)について、その特殊性に基づき、規則で定める基準に従い支給する。

2 前項の規則で定める基準に従い支給する管理職手当は、同項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額 $\frac{1}{100}$ 分の $\frac{2}{5}$ を超えてはならない。

(給与の減額)

第12条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間条例第10条に規定する祝日法による休日(勤務時間条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は勤務時間条例第10条に規定する年末年始の休日(勤務時間条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき管理者の承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(扶養手当)

第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第14条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- (3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
- (4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
(地域手当)

第14条の2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して規則で定める地域に在勤する職員に支給する。

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、100分の3を乗じて得た額とする。

3 前2項に規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(住居手当)

第15条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(群馬県市町村会館管理組(以下この項において「組合」という。)が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。)

(2) 第17条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(組合が設置する公舎その他規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額)とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

イ 月額2万3,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万2,000円を控除した額

ロ 月額2万3,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万3,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が1万6,000円を超えるときは、1万6,000円)を1万1,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)

3 前二項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(通勤手当)

第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例

とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 1万円

ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 1万2,900円

ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 1万5,800円

ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 1万8,700円

チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 2万1,600円

リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 2万4,400円

ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 2万6,200円

ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 2万8,100円

ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 2万9,800円

ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 3万1,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高

速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月額を乗じて得た額）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）又は職員以外の地方公務員であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。

6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。

（単身赴任手当）

第17条 公署を異にする異動又は在勤する公署の異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することになった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認め

られない場合は、この限りではない。

- 2 単身赴任手当の月額、3万円（規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、7万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額）とする。
- 3 国家公務員又は職員以外の地方公務員であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することになった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（時間外勤務手当）

- 第18条** 正規の勤務時間以外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- （1）正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務
 - （2）前号に掲げる勤務以外の勤務
- 2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。
 - 3 前二項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
 - 4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間と割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務の時間（前項に規定する規則で定める時間を除く。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2

項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務 100分の150 (その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務 100分の50

5 勤務時間条例第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 100分の150 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175) から第1項に規定する規則で定める割合 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合) を減じた割合

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務の時間 100分の50から第3項に規定する規則で定める割合を減じた割合

6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項第1号の規定の適用については、同号中「第1項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(休日勤務手当)

第19条 祝日法による休日及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして規則で定める日において勤務した職員についても、同様とする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第20条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じて得た額を、1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから勤務時間条例第10条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日 (これらの日のうち勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日と重なる日を除く。)の日数に同条第2項に規定する1日当たりの勤務時間を乗じて得たものを減じたもの (附則第9項において「年間所定勤務時間数」という。) で除して得た額とする。

(端数計算)

第21条 第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第18条から第19条までの規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当又は休日勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第22条 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万円を超えない範囲内において規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、5,000円を超えない範囲内において規則で定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。(特定の職員についての適用除外)

第23条 第18条及び第19条の規定は、管理職員には適用しない。

2 第13条、第14条及び第15条の規定は、再任用職員には適用しない。(期末手当)

第24条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第26条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第26条第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(第30条第7項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額(職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級にあるもの(第27条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の117.5」とあるのは「100

分の70」とする。

- 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 5 給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

第25条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者には、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第26条 管理者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
 - 3 管理者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに

当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取消することが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- (4) 前項の規定は、管理者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- (5) 管理者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- (6) 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。

(勤勉手当)

第27条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の90（特定幹部職員にあつては、100分の110）を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5（特定幹部職員にあつては、100分の52.5）を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第24条第5項の規定は、勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第27条第3項」と読み替えるものとする。

5 前二条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第25条中「前条第1項」とあるのは「第27条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第27条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）か

ら」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

第28条 削除

（専従休職者の給与）

第29条 法第55条の2第1項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

（その他の休職者の給与）

第30条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第1項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前二項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が法第28条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60を支給することができる。

5 職員が分限条例第1条の2に規定する事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70（休職の原因である災害が公務上又は通勤上の災害と認められる場合にあっては、100分の100）を支給することができる。

6 法第28条第2項又は分限条例第1条の2の規定により休職にされた職員には、他の条例に別段の定めがない限り、第1項から前項までに定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第23条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第25条及び第26条の規定を準用する。この場合において、第25条中「前条第1項」とあるのは、「第30条第7」と読み替えるものとする。

（口座振込）

第31条 職員の給与は、第2条第1項の規定にかかわらず、職員の申出により口座振込の方法によって支払うことができる。

（委任）

第32条 この条例に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成16年2月27日条例第1号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(手続等の経過措置)

- 2 この条例施行の際、従前の規定に基づいてなされた給与に関する決定その他の手続は、この条例の規定に基づいてなされたものとみなす。

(暫定措置)

- 3 第16条第1項に掲げる職員に対する同条第2項の適用については、これらの規定にかかわらず、当分の間、規則の定めるところによる。

(群馬県市町村会館管理組合職員の給与、旅費、勤務時間、休暇等に関する条例の廃止)

- 4 群馬県市町村会館管理組合職員の給与、旅費、勤務時間、休暇等に関する条例(昭和47年群馬県自治会館管理組合条例第5号)は、廃止する。

(群馬県市町村会館管理組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 5 群馬県市町村会館管理組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年群馬県自治会館管理組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条の3第1項中「群馬県市町村会館管理組合職員の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和47年群馬県自治会館管理組合条例第5号)第2条の規定により例によることとされている群馬県職員の給与に関する条例(昭和26年群馬県条例第55号)第20条第1項」を「群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例(平成16年群馬県市町村会館管理組合条例第1号)第24条第1項」に、同条第2項中「群馬県市町村会館管理組合職員の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第2条の規定により例によることとされている群馬県職員の給与に関する条例第22条第1項」を「群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例第27条第1項」に改める。

第9条中「群馬県市町村会館管理組合職員の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第2条の規定により例によることとされている群馬県職員の給与に関する条例第10条」を「群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例第12条」に、「同条例第17条」を「同条例第20条」に改める。

(群馬県市町村会館管理組合職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部改正)

- 6 群馬県市町村会館管理組合職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例(昭和47年群馬県自治会館管理組合条例第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条第3項」を「第27条第2項及び第28条第3項」に、「休職の手続き」を「休職の事由、手続き」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(休職事由)

第1条の2 法第28条第2項各号に定める場合のほか、職員が水難、火災その他の災害により生死不明又は所在不明となった場合には、これを休職にすることができる。

第2条中「任命権者」を「管理者」に改める。

第3条を次のように改める。

(休職の期間)

第3条 休職の期間は、次の各号に定める基準により、個々の場合について管理者が定める。

(1) 法第28条第2項第1号の規定に該当する事由による休職休養を要する程度に応じ、3年を

超えない範囲内において必要と認める期間

(2) 法第28条第2項第2号の規定に該当する事由による休職当該刑事事件が裁判所に係属する間

(3) 第2条の規定に該当する事由による休職 3年を超えない範囲内において必要と認める期間
2 前項第1号及び第3号の休職の期間が、3年に満たない場合においては、休職した日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

3 管理者は、第1項第1号及び第3号並びに前項の規定による休職の期間中であっても、その事由が消滅したと認められるときは、すみやかに復職を命じなければならない。

第4条の見出しとして「(休職の効果)」を付し、同条第2項を次のように改める。

2 休職者は、休職期間中いかなる給与も支給されない。ただし、条例で別段の定めをした場合はこの限りでない。

(給料の半減)

7 当分の間、第12条の規定にかかわらず、職員が負傷(公務上の負傷及び通勤による負傷を除く。)若しくは疾病(公務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置(規則で定めるものに限る。)により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、給料の半額を減ずる。

8 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、給料の計算その他給料の半減に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成17年11月25日条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときはその日)から施行する。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

3 前項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、この条例による改正前の群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

4 平成17年12月に支給する期末手当(以下この項において「期末手当」という。)の額は、この条例による改正後の群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例第24条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで若しくは第30条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この

項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成17年4月1日において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

(規則への委任)

5 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成18年2月21日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え)

3 切替日の前日において群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表の職員給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第2に定める号給とする。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え)

4 切替日の前日において給与条例別表の職員給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額は、規則で定める。

(切替日前の異動者の号給の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

6 第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、この条例による改正前の給与条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給料の切替えに伴う経過措置)

7 切替日の前日から引き続き同一の職員給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年群馬県市町村会館管理組合条例第6号。第1号において「平成21年改正条例」という。))の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める額を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨

てた額とする。)に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、平成25年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(給与条例附則第7項の表の給料表欄に掲げる職員給料表の適用を受ける職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。)のうち、その職務の級が給与条例附則第七項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳以上に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳以上に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)からその額に2分の1を乗じて得た額(その額が1万円を超えるときは、1万円)を減じて得た額を給料として支給する。

(1) 平成21年改正条例附則第2条第1項第1号に規定する減額改定対象職員 100分の99.1

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34

8 切替日の前日から引き続き職員給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

9 切替日以降に新たに職員給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

10 前三項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第9条第1項の規定の適用については、給与条例第9条第1項中「給料月額」とあるのは「給料月額と群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年群馬県市町村会館管理組合条例第2号。以下「平成18年改正条例」という。)附則第7項、第8項又は第9項の規定による給料の額との合計額」とする。

(平成22年3月31日までの間における給与条例の適用に関する特例)

11 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第4項	4号給	3号給
	3号給	2号給
第6条第5項	4号給	3号給
	3号給	2号給
	2号給	1号給

(規則への委任)

12 第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

1.3 群馬県市町村会館管理組合職員の育児休業等に関する条例（平成5年群馬県市町村会館管理組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「（以下この項において「調整期間」という。）」を削り、「、その職務に復帰した日（以下この項において「復帰の日」という。）又はその日から1年以内の昇給の時期に、昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内で復帰の日の翌日以後のその者の最初の昇給に係る期間を短縮する」を「、規則の定めるところにより、号給を調整する」に改め、同条第2項を削る。

附表別表第1 職務の級の切替表（附則第2項関係）

旧 級	新 級
1 級	1 級
2 級	
3 級	2 級
4 級	3 級
5 級	
6 級	4 級
7 級	5 級
8 級	6 級
9 級	7 級

附則別表第2 職員の号給の切替表（附則第3項関係）

旧号給	経 過 期 間	級								
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1

4	3月未滿	9	33	13	9	17	5	1	1	1
	3月以上6月未滿	10	34	14	10	18	6	2	1	1
	6月以上9月未滿	11	35	15	11	19	7	3	1	1
	9月以上12月未滿	12	36	16	12	20	8	4	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1
5	3月未滿	13	37	17	13	21	9	5	1	1
	3月以上6月未滿	14	38	18	14	22	10	6	2	1
	6月以上9月未滿	15	39	19	15	23	11	7	3	1
	9月以上12月未滿	16	40	20	16	24	12	8	4	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1
6	3月未滿	17	41	21	17	25	13	9	5	1
	3月以上6月未滿	18	42	22	18	26	14	10	6	2
	6月以上9月未滿	19	43	23	19	27	15	11	7	3
	9月以上12月未滿	20	44	24	20	28	16	12	8	4
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5
7	3月未滿	21	45	25	21	29	17	13	9	5
	3月以上6月未滿	22	46	26	22	30	18	14	10	6
	6月以上9月未滿	23	47	27	23	31	19	15	11	7
	9月以上12月未滿	24	48	28	24	32	20	16	12	8
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9
8	3月未滿	25	49	29	25	33	21	17	13	9
	3月以上6月未滿	26	50	30	26	34	22	18	14	10
	6月以上9月未滿	27	51	31	27	35	23	19	15	11
	9月以上12月未滿	28	52	32	28	36	24	20	16	12
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13
9	3月未滿	29	53	33	29	37	25	21	17	13
	3月以上6月未滿	29	54	34	30	38	26	22	18	14
	6月以上9月未滿	30	55	35	31	39	27	23	19	15
	9月以上12月未滿	30	56	36	32	40	28	24	20	16
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17
10	3月未滿	31	57	37	33	41	29	25	21	17
	3月以上6月未滿	31	58	38	34	42	30	26	22	18
	6月以上9月未滿	32	59	39	35	43	31	27	23	19
	9月以上12月未滿	32	60	40	36	44	32	28	24	20
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21
11	3月未滿	33	61	41	37	45	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	33	62	42	38	46	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	33	63	43	39	47	35	31	27	23

	9月以上12月未滿	34	64	44	40	48	36	32	28	24
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25
12	3月未滿	34	65	45	41	49	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	34	66	46	42	50	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	35	67	47	43	51	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	35	68	48	44	52	40	36	32	28
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29
13	3月未滿	35	69	49	45	53	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	36	70	50	46	54	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	36	71	51	47	55	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	36	72	52	48	56	44	40	36	32
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33
14	3月未滿	37	73	53	49	57	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	37	74	54	49	58	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	37	75	55	50	59	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	37	76	56	50	60	48	44	40	36
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37
15	3月未滿	38	77	57	51	61	49	45	41	37
	3月以上6月未滿	38	78	58	51	62	50	46	42	38
	6月以上9月未滿	38	79	59	52	63	51	47	43	39
	9月以上12月未滿	38	80	60	52	64	52	48	44	40
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41
16	3月未滿	39	81	61	53	65	53	49	45	41
	3月以上6月未滿	39	82	62	54	66	54	50	46	42
	6月以上9月未滿	39	83	63	55	67	55	51	47	43
	9月以上12月未滿	39	84	64	56	68	56	52	48	44
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45
17	3月未滿		85	65	57	69	57	53	49	45
	3月以上6月未滿		86	66	57	70	58	54	50	46
	6月以上9月未滿		87	67	58	71	59	55	51	47
	9月以上12月未滿		88	68	58	72	60	56	52	48
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49
18	3月未滿		89	69	59	73	61	57	53	49
	3月以上6月未滿		90	70	59	74	62	58	54	50
	6月以上9月未滿		91	71	60	75	63	59	55	51
	9月以上12月未滿		92	72	60	76	64	60	56	52
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53
19	3月未滿		93	73	61	77	65	61	57	

	3月以上6月未滿		93	74	61	78	66	62	58	
	6月以上9月未滿		93	75	61	79	67	63	59	
	9月以上12月未滿		93	76	62	80	68	64	60	
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61	
20	3月未滿			77	62	81	69	65	61	
	3月以上6月未滿			78	62	82	70	66	62	
	6月以上9月未滿			79	63	83	71	67	63	
	9月以上12月未滿			80	63	84	72	68	64	
	12月以上			81	63	85	73	69	65	
21	3月未滿			81	63	85	73	69	65	
	3月以上6月未滿			82	64	86	74	70	66	
	6月以上9月未滿			83	64	87	75	71	67	
	9月以上12月未滿			84	64	88	76	72	68	
	12月以上			85	65	89	77	73	69	
22	3月未滿			85	65	89	77	73		
	3月以上6月未滿			86	65	90	78	74		
	6月以上9月未滿			87	66	91	79	75		
	9月以上12月未滿			88	66	92	80	76		
	12月以上			89	67	93	81	77		
23	3月未滿			89	67	93	81			
	3月以上6月未滿			90	67	94	82			
	6月以上9月未滿			91	68	95	83			
	9月以上12月未滿			92	68	96	84			
	12月以上			93	69	97	85			
24	3月未滿			93	69	97	85			
	3月以上6月未滿			94	70	98	86			
	6月以上9月未滿			95	71	99	87			
	9月以上12月未滿			96	72	100	88			
	12月以上			97	73	101	89			
25	3月未滿			97	73	101				
	3月以上6月未滿			98	73	102				
	6月以上9月未滿			99	74	103				
	9月以上12月未滿			100	74	104				
	12月以上			101	75	105				
26	3月未滿			101	75	105				
	3月以上6月未滿			102	75	106				
	6月以上9月未滿			103	76	107				
	9月以上12月未滿			104	76	108				

	12月以上			105	77	109				
27	3月未満			105	77					
	3月以上6月未満			106	78					
	6月以上9月未満			107	79					
	9月以上12月未満			108	80					
	12月以上			109	81					
28	3月未満			109	81					
	3月以上6月未満			110	82					
	6月以上9月未満			111	83					
	9月以上12月未満			112	84					
	12月以上			113	85					
29	3月未満			113						
	3月以上6月未満			114						
	6月以上9月未満			115						
	9月以上12月未満			116						
	12月以上			117						
30	3月未満			117						
	3月以上6月未満			118						
	6月以上9月未満			119						
	9月以上12月未満			120						
	12月以上			121						
31	3月未満			121						
	3月以上6月未満			122						
	6月以上9月未満			123						
	9月以上12月未満			124						
	12月以上			125						
32	3月未満			125						
	3月以上6月未満			125						
	6月以上9月未満			125						
	9月以上12月未満			125						
	12月以上			125						

附 則（平成19年2月20日条例第2号）

- この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年群馬県市町村会館管理組合条例第2号）附則第7項、第8項及び第9項の規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員についてのこの条例による改正後の群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例第11条第2項の規定の適用については、平成23年3月31日までの間

は、同項の規定中「職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「職員の給料月額と群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年群馬県市町村会館管理組合条例第2号）附則第7項、第8項又は第9項の規定による給料の額との合計額」とする。

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成19年12月25日条例第4号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第13条第3項、第14条第3項及び別表の規定は、平成19年4月1日から適用する。

3 改正後の条例第27条第2項第1号の規定及び次項の規定は、平成19年12月1日から適用する。

4 平成19年12月に支給する勤勉手当に係る改正後の条例第27条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の77.5」と、「100分の95」とあるのは「100分の97.5」とする。

5 平成19年4月1日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに職員給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、管理者が定めるところによる。

6 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに職員給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

8 附則第4項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成20年2月21日条例第3号）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

2 群馬県市町村会館管理組合職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例（昭和47年群馬県市町村会館管理組合条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条中「給料の月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

附 則（平成21年2月19日条例第3号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月19日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 1 月 27 日条例第 6 号）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 21 年 1 月 27 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 21 年 1 月に支給する期末手当に関する特例措置）

第 2 条 平成 21 年 1 月に支給する期末手当の額は、第 1 条の規定による改正後の群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例第 24 条第 2 項及び第 4 項から第 6 項まで（群馬県市町村会館管理組合職員の育児休業等に関する条例（平成 5 年群馬県市町村会館管理組合条例第 2 号）第 16 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第 30 条第 1 項から第 3 項まで、第 5 項若しくは第 7 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（1）平成 21 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 1 月 27 日までの間に職員以外の者又は職員であって用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年 4 月 1 日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して規則で定める者を除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が 2 以上あるときは、当該日のうち規則で定める日））において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例第 17 条第 2 項に規定する規則で定める額を除く。）の月額合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
職員給料表	1 級	1 号給から 56 号給まで
	2 級	1 号給から 24 号給まで
	3 級	1 号給から 8 号給まで

（2）平成 21 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額

2 平成 21 年 4 月 1 日から同年 1 月 27 日までの間において新たに群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例の適用を受ける職員となった者（任用の事情を考慮して規則で定める職員に限る。）に関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び任用の事情を考慮して規則で定める額」とする。

（規則への委任）

第 3 条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成 22 年 2 月 22 日条例第 1 号）

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(規則への委任)

2 この条例の施行に際し必要な事項は、規則で定める。

(群馬県市町村会館管理組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

3 群馬県市町村会館管理組合職員の育児休業等に関する条例(平成5年群馬県市町村会館管理組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

第16条の表第18条第1項の項の次に次のように加える。

第18条第4項	第2項	群馬県市町村会館管理組合職員の育児休業等に関する条例(平成5年群馬県市町村会館管理組合条例第2号。以下「育児休業条例」という。)第16条
第18条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が育児休業条例第16条の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から100分の100(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を減じた割合を乗じて得た額とする

第19条の表第18条第1項の項の次に次のように加える。

第18条第4項	第2項	群馬県市町村会館管理組合職員の育児休業等に関する条例(平成5年群馬県市町村会館管理組合条例第2号。以下「育児休業条例」という。)第19条
第18条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が育児休業条例第19条の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午

		後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から100分の100(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を減じた割合を乗じて得た額とする
--	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則 (平成22年11月25日条例第4号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第4条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2条 平成22年12月に支給する期末手当の額は、改正後の群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例(以下この条及び附則第3条において「改正後の給与条例」という。)第24条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで(群馬県市町村会館管理組合職員の育児休業等に関する条例(平成5年群馬県市町村会館管理組合条例第2号。附則第4条及び第6条において「育児休業条例」という。)第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第30条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項若しくは附則第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの(改正後の給与条例附則第七項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第7項の規定の適用を受けない職員に限る。)からこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者(平成22年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。)にあっては、その減額改定対象職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち規則で定める日)において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当(群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例(以下この号、次項及び附則第4条において「給与条例」という。)第17条第2項に規定する規則で定める額を除く。)の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
職員給料表	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から64号給まで

	3級	1号給から48給まで
	4級	1号給から32号給まで
	5級	1号給から24号給まで
	6級	1号給から16号給まで
	7級	1号給から4号給まで

(2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

2 平成22年4月1日から同年12月1日までの間において新たに給与条例の適用を受ける職員となった者（任用の事情を考慮して規則で定める職員に限る。）に関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び任用の事情を考慮して規則で定める額」とする。

（平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え）

第3条 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の給与条例附則第7項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年群馬県市町村会館管理組合条例第4号）の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

（平成23年4月1日における号給の調整）

第4条 平成23年4月1日において43歳に満たない職員のうち、平成22年1月1日において給与条例第6条第4項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して規則で定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の平成23年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

2 育児休業条例第16条に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、群馬県市町村会館管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年群馬県市町村会館管理組合条例第3号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 前項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第17条の規定による勤務をしている職員について準用する。

（規則への委任）

第5条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（育児休業条例の一部改正）

第6条 育児休業条例の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び3項を加える。

（給与条例附則第七項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え）

2 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第7項第1号、第3号及び第4号の規定の適用については、同項第1号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」と、同項第3号及び第4号中「給料月額及び」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額及び」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。

3 前項の規定は、育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員について準用する。

4 給与条例附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第22条の規定の適用については、同条中「第20条」とあるのは、「附則第9項」とする。

（群馬県市町村会館管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第7条 群馬県市町村会館管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年群馬県市町村会館管理組合条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の次に次の一項を加える。

（群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例附則第七項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え）

3 群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第16条第3項の規定の適用については、同項中「第20条」とあるのは、「附則第9項」とする。

附 則（平成22年12月17日条例第6号）

（施行期日）

1 この条例は、平成23年1月1日から施行し、第1条の規定による改正後の群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例附則第11項の規定は、同項に規定する病気休暇又は疾病に係る就業禁止の措置（以下「病気休暇等」という。）の開始の日がこの条例の施行の日以後の日である病気休暇等について適用する。

（群馬県市町村会館管理組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

2 群馬県市町村会館管理組合職員の育児休業等に関する条例（平成5年群馬県市町村会館管理組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「号給の給料月額に」を「号給の給料月額（）」に、「に」と、「を減じた額」を「（）」と、「当該最低の号給の給料月額」とあるのは「当該額」と、「を減じた額（）」に、「額を減じた額」を「額を減じた額（）」に改める。

附 則（平成23年11月22日条例第4号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成23年12月1日から施行する。

（平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

第2条 平成23年12月に支給する期末手当の額は、給与条例第24条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで（群馬県市町村会館管理組合職員の育児休業等に関する条例（平成5年群馬県市町村会館管理組合条例第2号）第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第30条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項

若しくは附則第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成23年4月1日（同月2日から同12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第7項の規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（平成23年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当（給与条例第17条第2項に規定する規則で定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
職員給料表	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から76号給まで
	3級	1号給から60号給まで
	4級	1号給から44号給まで
	5級	1号給から36号給まで
	6級	1号給から28号給まで
	7級	1号給から16号給まで

- (2) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額
- 2 平成23年4月1日から同年12月1日までの間において新たに給与条例の適用を受ける職員となった者（任用の事情を考慮して規則で定める職員に限る。）に関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び任用の事情を考慮して規則で定める額」とする。

（規則への委任）

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成24年3月15日条例第1号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月28日条例第2号）

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成25年8月19日条例第3号）

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 群馬県市町村会館管理組合職員の育児休業等に関する条例（平成5年群馬県市町村会館管理組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第16条の表第6条第1項、第2項及び第4項の項の前に次のように加える。

第6条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
--------	------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第16条の表第6条第1項、第2項及び第4項の項中「第1項、」を削り、第6条第9項の項中「に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする」を「に、算出率を乗じて得た額とする」に改める。

第19条の表第6条第1項、第2項及び第4項の項中「、第2項及び第4項」を削り、同項の次に次のように加える。

第6条第2項及び第4項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
-------------	------	--------------------------------------------------

第3条 群馬県市町村会館管理組合職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。第16条の表第6条第2項及び第4項の項中「及び第4項」を「、第4項及び第5項」に改める。第19条の表第6条第2項及び第4項の項中「及び第4項」を「、第4項及び第5項」に改める。

附 則（平成26年11月27日条例第3号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第16条第2項及び別表の規定は、平成26年4月1日から適用する。
- 3 改正後の給与条例第27条第2項及び附則第10項の規定は、平成26年12月1日から適用する。
- 4 平成26年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 5 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

6 附則第4項及び第5項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成27年8月19日条例第2号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月16日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（切替日前の異動者の号給の調整）

2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の切替えに伴う経過措置）

3 切替日の前日から引き続き同一の職員給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）附則第七項の表の給料表欄に掲げる職員給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。

4 切替日の前日から引き続き職員給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

5 切替日以降に新たに職員給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

6 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第9条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは「給料月額と群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年群馬県市町村会館管理組合条例第1号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第3項、第4項又は第5項の規定による給料の額との合計とする。

（平成30年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例）

7 切替日から平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の支給に関する給与条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「3万円」とあるのは「3万円を超えない範囲内で規則で定める額」とする。

（規則への委任）

8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（群馬県市町村会館管理組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

9 群馬県市町村会館管理組合職員の育児休業等に関する条例（平成5年群馬県市町村会館管理組合条例第2号の一部を次のように改正する。

第23条の表中「

第23条第2項	再任用職員	短時間勤務職員
---------	-------	---------

」を
「

第23条第2項	第14条及び第15条	第14条、第15条及び第17条
	再任用職員	短時間勤務職員

」に改める。

附 則（平成28年2月22日条例第7号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条及び附則第3項の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年2月16日条例第1号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第3項の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の給与条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第3項の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（一時差止処分の取消しの申立てに関する経過措置）

- 4 この条例の施行の日以前にされた群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例第27条第2項に規定する一時差止処分について、当該一時差止処分を受けた者が同項の規定によりその取消しを申し立てるときは、同項中「第18条第1項本文」とあるのは「による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項本文又は第45条」と読み替えて適用するものとする。

（規則への委任）

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成28年12月1日条例第8号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第5項の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例（以下「第1条改正後給与条例」という。）別表第1の規定は、平成28年4月1日から適用する。
- 3 第1条改正後給与条例第27条第2項及び附則第10項の規定は、平成28年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 4 第1条改正後給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の規定に基づいて支給さ

れた給与（群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年群馬県市町村会館管理組合条例第1号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第3項の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、第1条改正後給与条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第3項の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 5 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与条例（以下この項において「第2条改正後給与条例」という。）第13条第3項及び第14条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については1万円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については1万円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項中「（2）扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは

「（2）扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

（3）扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

（4）扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」

と、同条第2項中「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規

定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

(規則への委任)

6 前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成29年12月13日条例第4号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、附則第6項及び附則第7項の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)別表第1の規定は、平成29年4月1日から適用する。

3 改正後の給与条例第27条第2項の規定及び附則第10項の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(給与の内払)

4 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与(群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年群馬県市町村会館管理組合条例第1号。以下「平成27年改正条例」という。)附則第3項の規定に基づいて支給された給料を含む。)は、改正後の給与条例の規定による給与(平成27年改正条例附則第3項の規定による給料を含む。)の内払とみなす。

(規則への委任)

5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(群馬県市町村会館管理組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

6 群馬県市町村会館管理組合職員の育児休業等に関する条例(平成5年群馬県市町村会館管理組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第1項の前の見出し及び同項の項番号を削る。

附則第2項の前の見出し及び同項から第4項までを削る。

(群馬県市町村会館管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

7 群馬県市町村会館管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(平成19年群馬県市町村会館管理組合条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

別表第1 職員給料表(第4条関係)

職 員 給 料 表

号 給	職 務 の 級						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 142,600	円 192,700	円 228,900	円 262,000	円 288,000	円 318,500	円 362,300

2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900
3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400
4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000
5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900
6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400
7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700
8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200
9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700
10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400
11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000
12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700
13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100
14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400
15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600
16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000
17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800
18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800
19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700
20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500
21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400
22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200
23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000
24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900
25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700
26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200
27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700
28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300
29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900
30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700

37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500
40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700	
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000	
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300	
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600	
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900	
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200	
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500	
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700	
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000	
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300	

72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900	
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200	
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400	
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600	
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900	
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200	
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400	
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600	
94		294,400	342,200			
95		294,800	342,700			
96		295,200	343,100			
97		295,400	343,200			
98		295,700	343,700			
99		296,100	344,100			
100		296,500	344,400			
101		296,700	344,700			
102		297,000	345,100			
103		297,400	345,500			
104		297,700	345,900			
105		297,900	346,400			

106		298,200	346,800				
107		298,600	347,200				
108		298,900	347,600				
109		299,100	348,100				
110		299,500	348,500				
111		299,900	348,800				
112		300,200	349,100				
113		300,300	349,600				
114		300,600					
115		300,900					
116		301,300					
117		301,500					
118		301,700					
119		302,000					
120		302,300					
121		302,700					
122		302,900					
123		303,200					
124		303,500					
125		303,800					
再任用職員	187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400

備考 この表は、非常勤の職員には適用しない。

別表第2 職員給料表級別職務分類表（第5条関係）

級	職 務 の 名 称
1	主事(2級に掲げられた主事を除く。)の職務
2	困難な業務を行う主事の職務
3	主任の職務
4	1 係長の職務 2 主幹の職務
5	課長の職務
6	次長の職務
7	1 事務局長の職務 2 会計管理者の職務